

令和3年1月19日

各デイサービス事業所長 様

埼玉県立和光特別支援学校長

緊急事態宣言発令における対応のお願い

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策では、これまでも、適切にご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

報道のとおり、政府から、1月7日に緊急事態宣言が発令されましたが、各県立学校では「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」とされています。

本校でも、改めて各ご家庭に、検温を含む毎日の健康観察やマスクの着用、発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良の方がいる場合は登校を控える、といった、感染防止対策の徹底をお願いしたところです。しかし、現在の感染状況では、いつどこで誰が感染してもおかしくない状況にあり、我々の生活を取り巻く周囲も例外ではありません。

すでに各事業所では、十分な感染症対策を講じていただいておりますが、以下の点にご配慮いただき、引き続き児童生徒の安心安全な学校教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、すでに他校より同様の通知があった場合、ご了承ください。

記

1 事業所内及び送迎時の感染予防の更なる徹底について

- (1) 事業所内での健康観察の徹底
- (2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿を実施
- (3) 手指の消毒および事業所内消毒を励行し、飲食を含む活動の感染症防止対策の徹底

2 事業所内スタッフ・関係者が、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となった場合

- (1) プライバシーに配慮したうえで、ご利用者のご家庭に速やかにご連絡ください。  
なお恐縮ですが、学校にもご連絡ください。  
・症状発現日時、症状、最終勤務日、医療機関受信状況、事業所の閉鎖、期間等  
学校 電話：048-465-9770 FAX：048-460-1017
- (2) 児童生徒の保護者に対しても速やかに情報提供を行い、保健所などからの指導を受け、適切な感染拡大防止の連絡をお願いします。
- (3) 濃厚接触者の特定や感染の有無などの確認に時間を要することも予想されます。その場合（期間）の、児童生徒への対応についても保健所に指導を仰ぎ、保護者にご連絡ください。
- (4) 児童生徒保護者との連絡体制をご確認いただき、速やかな情報共有をお願いします。

担当

教頭 マディガン・川合

電話 048-465-9770